

告 示

埼玉県教委告示第二十二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条第二項の規定により、次の博物館に係る登録を抹消した。

令和四年八月十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 登録抹消年月日

令和四年六月二十六日

二 登録記号番号

埼玉第二十二号

三 設置者の名称

公益財団法人サトエ記念美術博物館

代表理事 加藤 豊

四 名称

サトエ記念二十一世紀美術館

五 所在地

埼玉県加須市水深大立野二〇六七番地